

# 公 告

公 告 第 491 号

令和7年10月1日

大和ハウス工業健康保険組合  
理事長 香曾我部 武



令和7年8月28日付大和健発第69号をもって、近畿厚生局長宛に認可申請したところ、令和7年9月4日付近厚発0904第11号をもって認可があったので、公告する。

■組合規約 新旧条文対照表（別添）

## 新旧条文対照表

新	旧
<p>(事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合が設立されている事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区 (以下略) 株式会社響灘火力発電所 福岡県北九州市</p> <p><u>株式会社マックスパート</u> <u>東京都中央区</u></p> <p><u>大和シーレックス株式会社</u> <u>東京都千代田区</u></p>	<p>(事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合が設立されている事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区 (以下略) 株式会社響灘火力発電所 福岡県北九州市</p>
<p>(組合員の範囲) 第43条 この組合は、全国に所在する次に掲げる事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第8条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。</p> <p>大和ハウス工業株式会社 (以下略) 株式会社響灘火力発電所</p> <p><u>株式会社マックスパート</u> <u>大和シーレックス株式会社</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>(組合員の範囲) 第43条 この組合は、全国に所在する次に掲げる事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第8条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。</p> <p>大和ハウス工業株式会社 (以下略) 株式会社響灘火力発電所</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

### 附則

この規約は、令和7年10月1日から施行する。